

## 医学研究科における課程による者の学位論文審査等に関する申合せ

1. 兵庫医科大学大学院学位規程第3条第2項に基づき、課程による者の学位論文審査等は、この申合せの定めるところによる。
2. 学位申請の資格要件
  - 1) 本研究科に在学する者が学位を申請するときは、指導教授の承認を得て、原則として第3学年修了後に行う。ただし、早期学位授与の場合は第3学年次に学位申請を行うことができる。
  - 2) 本研究科に4年以上在学し、所定の単位を取得して退学した者は、兵庫医科大学大学院学位規程第12条に定めている課程を経ない者として学位申請を行わなければならない。
3. 大学院研究発表会
  - 1) 大学院研究発表会（以下「発表会」という。）は、学位申請者がその学位論文の内容を口頭で発表し、その論文内容について討議し、審査委員会委員が学位論文の審査及び最終試験を行うことを目的とする。
  - 2) 本研究科に学位を申請する者は、申請と同時に発表会の申込みを行うものとする。
  - 3) 発表の申込みを行う者は、指導教授からの学位論文審査委員会委員選出依頼書及び所定の申込書を、指導教授の承認を得て医学研究科長に提出する。
  - 4) 審査委員会委員は必ず当該発表者の発表会に出席することとし、やむを得ず欠席する場合は代理者を立て、医学研究科長の承認を得なければならない。
  - 5) 発表会は医学研究科教授会が主催し、出席者については制限を与えない。
  - 6) 司会は原則として医学研究科長があたる。ただし、医学研究科長が不在のとき、或いは臨時に開催する場合は医学研究科の教授があたる。
  - 7) 発表内容に関する質疑応答は、必要に応じて発言内容を確認するために記録し保存する。
  - 8) 発表は原則として毎回4名以内とし、発表時間は討議時間を除いて1人10分とする。
  - 9) 発表会は、原則として毎月1回（第3金曜日）に開くものとする。  
ただし、申込み者多数のときは臨時に開くことがある。臨時の発表会開催日時は、医学研究科長が定める。
4. 学位申請に要する書類等
  - 1) 学位申請書 1通

- |  |    |
|--|----|
| 2) 学位論文  | 7部 |
| ※電子データ (PDF/A 形式)  |    |
| 3) 参考論文 (任意。ある場合には一編につき)   | 7部 |
| 4) 論文目録  | 7部 |
| 5) 学位論文要旨 (約 1,000 字)  | 7部 |
| ※電子データ (word 形式)   |    |
| 6) 学位論文要約 (約 2,000 字)  | 7部 |
| ※電子データ (word 形式)   |    |
| 7) 履歴書   |    |
| 8) 戸籍抄本 (3か月以内発行のもの)   |    |
| 9) 承諾書 (共著者がいる場合)  |    |
| 10) 複数筆頭著者理由書 (複数筆頭著者の場合のみ)  |    |
| 11) 博士論文のインターネット公表確認書、出版社の投稿規定・ポリシー  |    |
| 12) 博士論文のインターネット公表の保留事由にかかる報告書   |    |
| 13) 兵庫医科大学機関リポジトリ 登録申請・公開許諾書   |    |
| 14) 研究実施許可書を含む各委員会の審査承認確認書類  |    |
| 倫理審査については、「倫理審査申請書」「研究組織」「倫理審査結果通知書」(写し可)を併せて提出すること。原則として「研究組織」に学位申請者及びコレスポンディングオーサーの記載がない場合は、学位申請書類を受理できない。(ただし、学外のコレスポンディングオーサーについてはこの限りではない。) |    |
| 15) 博士学位論文の剽窃に係る届出書および結果レポート (カラー 1部)  |    |
| 16) 理由書 (Impact Factor がない雑誌に掲載された論文の場合のみ)   |    |
| 17) 課程による者の学位論文審査委員会委員選出依頼書  |    |
| 18) 大学院研究発表会申込書 (課程による者)   |    |
| 19) 学位論文の確認報告書   |    |

## 5. 学位論文

- 1) 学位論文は掲載証明書があれば印刷公表 (電子版を含む) されたものでなくてもよい。ただし、学位を授与された後、最終版の論文データ (PDF/A 形式) を提出しなければならない。なお、掲載証明書が発行されない場合は何らかの形での受理証明書を必要とする。また、学位論文の別刷はコピーでも可とする。
- 2) 既に印刷公表された学位論文は、学会誌又は学術雑誌 (共に審査制度のあるもの) に掲載された原著論文でなければならない。ただし、大学院医学研究科運営委員会において協議を行い、学問的価値が高いと認められた場合は、原著論文以外での学位申請を受理する場合がある。
- 3) 学位論文は、申請者が筆頭著者のものでなければならない。ただし、複数の筆頭著

者がいる場合は、次の基準を満たすものでなければならない。

- ①当該論文が peer-review journal に掲載された（あるいは掲載予定）論文であること。
  - ②当該論文の著者の欄に、複数の筆頭著者の equal contribution による仕事である旨の明確な記載があること。
  - ③当該論文の equal contributed author が2名以内で、そのいずれをも筆頭著者として認める。ただし、3名以上の場合は、大学院医学研究科運営委員会において、別途協議する。
  - ④筆頭著者が複数名となるための必要性を説明した理由書があること。（指導教授による理由書の提出）
  - ⑤申請者が当該論文を学位申請用論文として用いるのは今回のみであり、他の学位申請のための論文として使わないこと。
  - ⑥もう一人の equal contributed author が
    - (1) 当該論文を学位申請用論文として使用することについて合意していること
    - (2) 申請者ではないもう一人の equal contributed author 自身が当該論文を学位申請のための論文として使用しないことに合意していること
  - ⑦上記取り決めのないことに関しては、その都度、大学院医学研究科運営委員会にて協議する。
- 4) Impact Factor (Web of Science Journal Citation Reports : JCR) がない雑誌に掲載された論文で学位申請する場合は、指導教授による理由書（当該雑誌の質が保証されている旨記載したもの）の提出を必要とし、その理由書を以って、大学院医学研究科運営委員会において学位申請の可否を協議する。
- 5) 早期学位申請については、学位申請の時点で、JCR による掲載誌（オープンアクセス誌含む）の Impact Factor が過去5年間のうち一度でも3.0を上回っていれば、認めることとする。
- 6) 共著論文を提出する場合は、共著者全員の承諾を得て、承諾書を提出しなければならない。
- 7) 学位申請のために提出した書類は返還しない。
- 8) 該当論文は、本学において指導教授から指導を受けた研究に基づくものであること。

## 6. 審査委員会

- 1) 学位論文の審査は、兵庫医科大学大学院学位規程第6条に基づく審査委員が行う。
- 2) 医学研究科長は、学位申請者の指導教授より選出された主査・副査候補4名以上から審査委員3名を決定する。
- 3) 審査委員は、主査1名、副査2名とする。
- 4) 指導教授、学位論文共著者（謝辞等へ明記された者を含む）は、審査委員になるこ

とができない。

## 7. 学位論文審査

- 1) 主査・副査は、事前に学位申請者と面談し、研究目的、研究内容、研究姿勢、論文等について学位申請者、及び学位論文を審査し学位授与にふさわしいかどうか評価する。
- 2) 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。なお、原則として審査委員全員の出席を必要とする。
- 3) 学位論文の審査は、次の項目の全てについて行うものとする。
  - ①当該研究分野における新規性・独創性があること
  - ②当該研究分野における学術的・社会的意義があること
  - ③研究結果へのアプローチについて論理性が高く妥当であること
  - ④生命の尊厳を尊重し研究倫理を遵守していること
  - ⑤「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」を遵守していること
- 4) 審査委員会は、倫理審査等「審査承認確認書類」を確認するとともに、主査が剽窃チェックソフト iThenticate を利用し剽窃チェック結果を「博士学位論文の剽窃に係る届出書」により医学研究科長へ提出する。
- 5) 学位論文の審査及び最終試験終了後、審査委員会は、主査が学位論文審査及び試験結果（論文審査の結果の要旨及び担当者、最終試験の結果の要旨及び担当者）について報告書を作成し、「博士学位論文の剽窃に係る届出書」および「評価報告書」（主査・副査が作成のうえとりまとめたもの）とあわせて、研究発表会から1週間以内に医学研究科長及び医学研究科教授会へ報告しなければならない。

この申合せは、昭和60年2月7日から施行する。

この改正は、平成3年9月5日から施行する。

この改正は、平成4年7月2日から施行する。

この改正は、平成4年12月3日から施行する。

この改正は、平成8年12月5日から施行する。

この改正は、平成9年10月1日から施行する。

この改正は、平成13年9月6日から施行する。

この改正は、平成14年9月17日から施行する。

この改正は、平成16年2月16日から施行する。

この改正は、平成17年10月17日から施行する。

この改正は、平成18年6月2日から施行する。

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 1 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 2 月 3 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 3 月 10 日から施行する。

この改正は、平成 24 年 12 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前に満期退学した者に係る学位申請の資格要件については、なお従前の例による。

この改正は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 29 年 5 月 11 日から施行する。

この改正は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、2021 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、2023 年 4 月 10 日から施行する。

この改正は、2024 年 4 月 1 日から施行する。